

ながさきけんしょうがいしゃきほんけいかく だい じ
長崎県障害者基本計画 (第5次)

れいわ ねん がつ
令和6年3月



ながさきけん
長崎県

目 次

だい しょう	けいかくさくてい しゅしどう		
第 1 章	計画策定の趣旨等		
1.	計画策定の趣旨	1	1
2.	基本理念	2	2
3.	基本的視点	2	2
4.	計画の位置付け	4	4
5.	計画の期間	4	4
6.	計画の推進体制等	5	5
だい しょう	ながさきけん しょうがい ひと げんじょう		
第 2 章	長崎県における障害のある人の現状		
1.	障害者数	8	8
だい しょう	ぶん やべつし さく きほんてきほうこう		
第 3 章	分野別施策の基本的方向		
1.	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	13	13
(1)	障害を理由とする差別の解消の推進	13	13
(2)	権利擁護の推進、虐待の防止及び意思決定支援の実施	14	14
2.	安全・安心な生活環境の整備	15	15
(1)	住宅の確保	15	15
(2)	公共交通機関のバリアフリー化の推進	15	15
(3)	公共的施設のバリアフリー化の推進	16	16
(4)	障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	16	16
3.	情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実	18	18
(1)	情報通信における情報アクセシビリティの向上	18	18
(2)	情報提供の充実等	18	18
(3)	意思疎通支援の充実	19	19
4.	防災・防犯等の推進	20	20
(1)	防災・防犯対策の推進	20	20
(2)	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	21	21

5. 行政サービス等における配慮	22
(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	22
(2) 選挙等における配慮等	23
6. 保健・医療の推進	24
(1) 保健・医療の充実等	24
(2) 精神保健・医療の提供等	26
(3) 人材の育成・確保	27
(4) 難病に関する施策の推進	27
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	28
7. 生活支援の推進	29
(1) 生活支援体制の整備	29
(2) 相談支援体制の構築	30
(3) 在宅サービス等の充実	31
(4) 障害のある子どもに対する支援の充実	31
(5) サービスの質の向上	33
(6) 人材の育成・確保	34
(7) 福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬の育成等	34
8. 教育の振興	35
(1) インクルーシブ教育システムの構築	35
(2) 教育環境の整備	37
(3) 高等教育における支援の推進	38
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	39
(1) 障害者雇用の促進	39
(2) 総合的な就労支援	39
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	40
(4) 工賃の引き上げ	40
(5) 経済的自立の支援	41
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	42
(1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	42
(附表) 数値目標	44